

2019年度 第1回 防災委員会議事録

開催日時 2019年5月30日(木) 19時~20時45分

開催場所 東丘小学校体育館・東町会館2階集会室

出席者 藤岡、森永、永尾、伴、小川、柴山、笠井、伊藤哲、伊藤雄、木村、古橋、
船曳、本田、田尻、石丸、原、勝久

欠席者 森泉、吉岡、足立

1 新委員自己紹介

2019年度の防災委員が、各自、自己紹介を行いました。

2 委員長及び副委員長の選任

委員の互選により、委員長に藤岡諭氏(理事)、副委員長に森永利英氏(UR都市機構)及び永尾泰子氏(理事)を選任しました。

3 2018年度の活動報告及び決算報告並びに2019年度の活動計画及び予算計画について

協議会の総会で承認された2018年度の活動報告及び決算報告並びに2019年度の活動計画及び予算計画について、資料(定期総会資料の抜粋)により説明しました。

4 2019年度防災訓練について

防災訓練の開催日時は、豊中市消防局新千里消防署及び東丘小学校と協議して、11月23日(土)10:00~12:30に開催することに決定したことをお知らせしました。

防災訓練のメニューと防災訓練の実施に係る新千里消防署との打合せ(5月21日実施)に使用した資料を説明し、防災訓練のテーマやメニューについて意見交換を行いました。次回の防災委員会では、各委員が考えた防災訓練のメニューを提案して貰うことにしました。

なお、昨年の防災訓練への参加も含めてこれまでに協議会と接触のあった団体について、今年度の防災訓練への参加可能性は次のとおりであるとの報告がありました。

- ・江崎グリコ : 再度、ブース(防災食の試食)の出展可能
- ・池田土木事務所 : 防災食(50人前の大食)の提供可能
ブース出展も可能
- ・水道企業団 : 保存水の提供可能
豊中市上下水道局とともに給水車の出動も可能かも

- ・第8中学校（叶野先生）：引き続き非常勤講師として在籍
おそらく、ブース出展可能
- ・ガールスカウト：ブース出展に意欲有

5 全戸安否確認体制の確認について（事例紹介）

豊中市地域防災計画に基づく災害発生時における避難行動要支援者の安否確認は、東丘小学校区においては校区福祉委員会と民生・児童委員が主体となり実施しています。

ローレルコート新千里東町あかしの丘では、4棟ある建物のうち居住している建物以外には入館できない、協力員の引き受け手がいない（任期が無制限、常時対応できない、個人情報扱いたくない）といった課題があったことから、民生・児童委員、管理組合と自治会で協議して、全戸の安否確認を行う体制を整備しましたので、整備に至った背景、安否確認の体制、安否確認訓練の結果についての紹介がありました。

「無事です」シートを活用して全戸の安否確認を実施する方法であれば、迅速に安否確認ができることから、協議会としては、数年をかけて全てのマンションに全戸の安否確認体制を整備していきたいことと、今年の防災訓練では、全戸の安否確認訓練をメニューに加える方向で検討していることを、説明しました。

また、自治会と管理組合の両方があるマンションでは、どちらか一方がするのはなく、迅速な安否確認を行うための人手の確保の観点からも、両方で協議して共同で実施するのが望ましいことも、併せて説明しました。

6 防災マニュアルについて

2016年度の理事会で承認を得た「東町防災マニュアル 初動活動編」を各委員に配布しました。

災害対策基本法の改正により避難所の位置付けが一部変更になるなど、マニュアルの見直しが必要な個所があります。今年度は、豊中市の危機管理課とも相談しつつ、見直しが必要な個所の修正や未作成の箇所の追記を進めていく旨を説明しました。

各委員には、マニュアルをよく読んで、何が書いてあるかを理解しておくよう依頼しました。

※ 未作成の「東丘小学校避難所運営マニュアル」については、避難所運営についての知見がないため、避難所運営ゲーム（HUG）を体験するなどして避難所運営のノウハウを蓄積した後に、作成に着手の予定

7 その他

- 1) なお、防災訓練や東町防災マニュアルに関して、以下のような意見がありました。

- ・協議会の予算が限られているので、協議会は各マンションの自治会や管理組合が動いて貰えるよう支援することに徹してはどうか。
- ・協議会の防災委員会は、災害により供給網が途絶えたときに、各家庭で3日程度生活するために必要な水、非常食やトイレ等を備蓄するよう、啓発していくべきではないか。
- ・東町防災マニュアルの「5. 3 地域自治協議会備蓄品」の表は、最新版に更新した上で「ひがしおか」に掲載し、各家庭でも食料、水、トイレなどの備蓄が必要なことを東町の住民に訴えていくべき。
- ・防災委員会として、各マンションでの防災体制や防災マニュアルの整備状況、備蓄品の整備状況、各家庭での備蓄品の整備状況や家具の転倒防止対策の実施状況などをアンケート調査し、全体像を把握しておくべき。
(マンションで自主防災組織を組織しているのは3箇所程度、防災マニュアルを整備しているのは5か所程度ではないか？
URでは7月14日に防災訓練を実施する。また、集会所を避難所とし、3日分程度の備蓄を目標としている。)

2) 「地域自治組織とは」と「新千里東町地域自治協議会組織図」を、各委員に配布しました。

協議会で協議した結果として豊中市に要望すると、地元調整が済んでいる事案として速やかに対応していただけるので、何か課題がある場合は協議会を通して要望するよう、周知しました。

また、協議会は、理事構成団体(自治会・管理組合、東町の諸団体)による合議制の組織ですので、どんどん意見を出して貰いたいと、伝えました。

3) 次回の防災委員会は、7月25日(木)又は26日(金)のいずれかの日の19時から開催します。日程は、会議室の空き状況を確認した上で決定し、電子メールその他の手段により速やかに連絡します。

2019年5月19日

2019年度第1回防災委員会議案書

日時 2019年5月30日(木) 19時～
場所 東町会館2階集会室

新千里東町地域自治協議会 防災委員会
委員長 藤岡 諭

1. 新委員の自己紹介
2. 委員長・副委員長の選任
3. 2019年度防災訓練について
4. 全戸安否確認体制の整備について(事例紹介)
5. 防災マニュアルについて

次回委員会開催日
7月 日()
東町会館2階集会室

2019 年度第 1 回防災委員会資料

1 2018 年度の活動報告及び決算報告について

(1) 活動報告 (2018 年度新千里東町地域自治協議会総会資料より抜粋)

- 委員長に藤岡諭氏、副委員長に山本浩三氏、勝久恭子氏を選任しました。
- 9月21日(金)、10月19日(金)、11月2日(金) 役員のみ、11月7日(水)、12月18日(火)、1月22日(火)、3月5日(火) 委員会を開催しました。
- 2018年11月18日(日)、東丘小学校グラウンドにおいて防災訓練を実施しました。参加者は、前年度を若干下回る 248 名でした。8 中の生徒さんによる防災クイズやガールスカウトによる非常時のお米の炊き出し訓練等の新たなブースやスタンプラリーが好評でした。
- 2016 年度防災委員会が作成し、理事会で承認を得た防災マニュアルを防災委員に配布しました。

(2) 決算報告 (2018 年度新千里東町地域自治協議会総会資料より抜粋)

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ➤ 防災訓練時の飲み物 | 6,900 円 |
| ➤ 旅費交通費 | 3,080 円 |
| ➤ 消耗品 (防災訓練時の紙コップ・食材、備蓄品など) | |
| 345,629 円 | |
| ➤ 印刷費 (告知ビラ、ポスターなど) | 23,750 円 |
| ➤ 委託料 (写真記録) | 10,000 円 |

2 2019 年度の活動計画及び予算計画について

(1) 活動計画 (2018 年度新千里東町地域自治協議会総会資料より抜粋)

- 大阪府北部地震及び平成 30 年台風第 21 号の経験を踏まえ、新千里東町で活動している諸団体や民間事業者、関係機関の参加も得て、住民が誰でも気軽に参加している防災訓練を 11 月中旬又は 9 月下旬に実施する予定です。(実施日程は、東丘小学校、消防署と協議の上、できるだけ早期に決定します。)
- 各マンションの管理組合や自治会とも協働し、防災体制の整備と住民への啓発を進めていきます。

- 防災マニュアルの運用面について、引き続き検討、整備を進めていきます。
- 災害発生時に救助活動に必要となる防災備蓄品について、整備を進めます。

(2) 予算計画 (2018 年度新千里東町地域自治協議会総会資料より抜粋)

- 防災訓練時の飲み物 20,000 円
- 防災備蓄品等の購入 120,000 円
- 告知どうなどの印刷 35,000 円
- 旅費交通費 5,000 円
- 委託料 10,000 円
- 消耗品 10,000 円

3 防災訓練について

(1) 実施日 2019 年 11 月 23 日 (土) 10:00~12:30

※ 豊中市新千里消防署と5月21日に調整の結果、上記の日程で決定

※ 東丘小学校も了解済 (校庭と体育館を予約済)

(2) 訓練の内容

【検討事項】

- ア どのような災害を想定しているのか?
- イ どのような目的で実施するのか (テーマ)
- ウ 具体的な訓練の内容
- エ 防災訓練の周知
- オ 皆さんに参加してもらうために

【参考資料】

- ア 防災訓練のメニュー 別紙1参照
- イ 新千里消防署との打合せの内容 別紙2参照

4 全戸安否確認体制の整備について (事例紹介)

ローレルコート新千里東町あかしの丘での体制整備例の紹介 別紙3参照

5 防災マニュアルについて

各防災委員に、「新千里東町地域自治協議会 東町防災マニュアル 初期活動編」を配付しますので、まず内容を理解してください。

防災委員会として、今年度の検討する事項は、次のとおりです。

① 防災マニュアルに記載している事項の中で、修正が必要な個所の抽出と修正案の検討

② 防災マニュアル中、今後定めるとしている事項について、作成案の検討

1 どのような災害を想定するか？

風水害 / 土砂災害 / 地震災害 / 津波災害 / その他

2 どのような種類の訓練があるか？

展示型訓練	技術・訓練状況を、参加者に見せる訓練
実技型訓練	資機材の取扱い、実技の技術向上、街中訓練など
図上訓練	地図・シナリオなどを使ったイメージ・トレーニング

3 訓練の種類・種類

(1) 実技訓練

情報連絡訓練	情報収集訓練／情報伝達訓練／119番通報訓練
救出・応急救護・搬送訓練	倒壊家屋からの救出訓練／ 応急手当訓練（心肺蘇生法／AEDによる電気ショック／止血法／ 骨折／熱傷）／ 搬送訓練（担架／いすを使用する方法／応急担架を使用する方法 ①Tシャツなど／応急担架を使用する方法 ②毛布など／ 階段避難器具を使用する方法）
初期消火訓練	初期消火訓練／消火器を使った訓練／バケツリレーでの消火訓練／ D級ポンプでの消火訓練／スタンドパイプでの消火訓練
体験型訓練	起震車体験訓練／煙体験訓練
避難誘導訓練	安否確認訓練／避難所への誘導訓練／ 地域危険箇所、避難場所の把握と図上訓練
避難所開設・運営訓練	避難所体験・宿泊訓練／避難所開設・運営訓練
給食給水訓練	大なべや釜などを利用した炊き出し／給水拠点の把握とその利用／ 防災備蓄食品の特徴や食べ方を知り、実際に作って食べてみる／ 災害時要援護者などへの配慮
災害時要援護者へのケア訓練	災害時要援護者避難支援訓練／災害時要援護者のケア訓練／ 災害時要援護者への基礎的な対応方法（高齢者、傷病者など／ 肢体の不自由な方／急な下り坂での車いすの操作／ 階段での車いすの操作／目の不自由な方／ 耳の不自由な方、言葉の不自由な方／その他※ ※知的障がい、精神障がい、内部障がい（呼吸器、内蔵）、外国人
水害対応訓練	

(2) 図上訓練

危険箇所確認／防災マップづくり／DIG（災害図上訓練）／HUG（避難所運営ゲーム）

防災訓練のメニュー（案）

■ 2019 年度活動計画

大阪府北部地震や平成 30 年台風第 21 号の経験を踏まえ、新千里東町で活動している諸団体や民間事業者、関係機関の参加も得て、住民誰もが気軽に参加できる防災訓練を 11 月中旬又は 9 月下旬に実施する予定です。（実施日程は、東丘小学校、消防署と協議の上、できるだけ早期に決定します。）

■ 開催日時

2019 年 11 月 23 日（土） 10:00～

■ 訓練メニュー（検討案）

大阪府北部地震や平成 30 年台風第 21 号の経験を踏まえたものとなることを希望

（大阪府北部地震）

- ・強い揺れに伴うエレベータの停止
- ・地震の揺れに伴う外壁等の落下、構造物の不安定化、家具什器の落下
（平成 30 年台風第 21 号）
- ・暴風に伴うベランダ仕切り板の破損や飛来物（けが）
- ・暴風による電力線の切断に伴う停電によるエレベータの停止、水道供給の停止

災害体験訓練 起震車（地震の揺れを体験）

煙ハウス（煙中避難を体験） → 消防署実施候補

※ 暴風の激しさを体験、津波の力を体験

初期消火訓練 水消火器による消火訓練 → 消防署実施候補

救助訓練 防災資機材を利用した救助訓練

搬送訓練（身障者や高齢者等の階段搬送）

救護訓練（A E D 操作体験、心肺蘇生法、救急処置訓練）

} → 消防署実施候補

避難所運営訓練 ※ H U G

情報伝達訓練 ※ 安否確認訓練

119 番通報訓練 → 消防署実施候補

※ 伝言ゲーム

給食給水訓練 ※ 給食体験（防災備蓄食体験、ローリングストック紹介）

※ 給水体験（給水車から給水袋に入れた水の高層階への運搬）

災害発生時における避難行動要支援者に係る安否確認体制について

災害発生時には、豊中市から校区福祉委員会及び民生・児童委員を通じて、避難行動要支援者の安否確認を実施する必要があります。

ローレルコート新千里東町あかしの丘では、次の方法・体制で安否確認を実施することとします。

- 1 方法 : 「無事です」のマグネットシートにより、全戸の安否を確認する。
(マグネットシートが貼られていない場合は、ドアチャイムを鳴らして、居住者に直接確認する。)
- 2 体制 : 管理組合理事と自治会役員全員が、分担して確認に当たる。
(管理組合理事12名と自治会役員11名の合計23名で221戸を分担)

このような方法を採用する理由は、以下のとおりです。

- ① 各番館に入館できるのは、当該番館の居住者だけであること。
(民生・児童委員や一部の役員だけでは、対応が困難)
- ② 災害はいつ発生するかが分からず、仕事、旅行、用事で出かけていることもあるので、安否確認はできる多数の人で実施することが望ましいこと。
(安否確認は一定時間内に完了させなければならないので、不在時には不在者をカバーできる体制が必要)
- ③ 安否確認は、極力、垂直移動をせずにすることが望ましいこと。
(安否確認が必要な事態(豊中市で震度6弱以上の地震)では、停電のためエレベーターが停止している可能性が高く、階段の上り下りを最小限にすることが必要)
- ④ 安否確認の担当する期間を明確にしたこと。
(管理組合理事又は自治会役員の任期中とすることで、期間の明確化が可能)
- ⑤ 全戸確認とすることで、個人情報に記載されている避難行動要支援者名簿を取り扱う必要がなくなること。
(守秘義務のある個人情報の漏洩を防止が可能)

【参考】避難行動要支援者に係る安否確認の根拠

災害対策基本法 市町村防災計画の作成（第42条第1項）
避難行動要支援者名簿の作成（第49条の10第1項）



豊中市地域防災計画 避難行動要支援者名簿の作成
〔第2編 災害予防計画
第3章 生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備）
第7節 要配慮者支援体制の整備
3 要配慮者対応〕



豊中市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）
～ 災害にも強い福祉のまちづくり ～

【参考】避難行動要支援者とは

- 1 65歳以上の単身世帯で、介護保険法に定める要介護1又は2並びに要支援1又は2の認定を受けた者
- 2 介護保険法に定める要介護3、4又は5の認定を受けた者
- 3 身体障害者手帳所持者（児）
 - ①視覚障害（1級又は2級）
 - ②聴覚障害（2級）
 - ③上肢機能障害（1級又は2級）
 - ④下肢機能障害（1級又は2級）
 - ⑤体幹機能障害（1級又は2級）
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級所持者で単身者
- 5 療育手帳A所持者で単身者
- 6 難病患者
 - ①特定医療費（指定難病）の受給者であって常時、人工呼吸器を装着する者
 - ②小児慢性特定疾病医療受給者であって常時、人工呼吸器を装着する者
- 7 前各号に掲げる者のほか、災害時の自力避難に不安を抱く者で、市長が特に必要と認めた者

ただし、これらの要件に該当していても、下記の施設入所者にあつては名簿登載者から除外します。

- 1 老人福祉法に定める有料老人ホーム（その内、特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム）、特別養護老人ホーム（地域密着型含む）、養護老人ホーム
- 2 介護保険法に定める認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）
- 3 社会福祉法に定める軽費老人ホーム（その内、特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホーム）
- 4 障害者総合支援法に定める障害者支援施設、療養介護、体験利用に係るものを除く共同生活援助（グループホーム）及び宿泊型自立訓練の利用者